

# 覚書

永水地区自治公民館、永水地区6水利組合（以下、この2者を「甲」という。）と鎌田建設株式会社、株式会社キリシマ（以下、この2社を「乙」という。）は、霧島市霧島永水3584番1外205筆で建設計画のあったゴルフ事業及び新たに実施する太陽光発電事業について、この地域の恒久的な環境保全を目的に協議を重ね、下記のとおり合意したので覚書を交換する。

## 記

1. 現地の土地賃貸契約について金額を伏せた上で開示する。
2. 契約内容に変動が生じた時は甲にその内容を通知する。
3. 防災責任の地域は賃貸対象となる全地域である。
4. 雑草対策として除草剤は一切使用しない。
5. パワーコンディショナーがラジオ等の通信機器に与える影響、地域に住む動物に与える影響については長期調査が必要と認識し環境監視項目に加える。
6. 災害発生時の多額の補償金に備え火災保険、地震保険に加入し、保険内容を開示する。
7. 平成22年7月に発生した豪雨（最大時間雨量126ミリメートル、12時間総雨量406ミリメートル）に耐えうる防災施設を作る。  
全てのパネル設置場所の雨水は地下浸透水を除き調整池経由で河川に流れる設計とする。
8. 太陽光発電設備、調整池を含む防災施設の設計図を開示する。
9. 太陽光発電設置が動物の生育環境に影響し、田畑への害獣被害が変化したと思われる時は誠意を持って対応する。
10. 調整池には土砂堆積の限界ラインを調整池側壁等に定め、そのラインを超えて堆積した場合、堆積土砂の全量を直ちに撤去する。限界ラインとは調整池の設計堆砂容量の80%とする。
11. 以下の項目の環境監視を行い、結果を甲及び霧島市に報告する。環境監視基準を上回った場合には、必要な環境保全措置等の対策を直ちに講ずるものとする。
  - ① 調整池の監視  
それぞれの調整池の土砂堆積の限界ラインとの差を計測、記録する。
  - ② パワーコンディショナー周辺の通信機器の受信状況を計測、記録する。
  - ③ 供用時の水質調査  
建築物衛生法に基づく水質検査項目（一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度)の検査を年一回、A調整池下流場所において実施する。
  - ④ 工事中及び供用時の生物調査  
ゴルフ場建設計画時の環境保全協定書記載の環境監視計画の『工事中及び供用時の生物調査』を継続実施する。

測定項目	環境監視基準	測定回数	測定時期
植物	貴重な種の生育及び生物生息環境を極力保全するとともに、直接改変区域周辺の生物生息状況に影響を与えないこと。	工事中及び供用開始後3年間は年4回、3年経過後は年1回の調査とする。	1月、4月、7月、10月
哺乳類			
鳥類			
両生類			
爬虫類			
昆虫			
魚類			

12. 甲乙は互いの連絡先を取り交わし、変動があった場合速やかに伝達することを確約する。

平成 27 年 5 月 21 日

甲 霧島市霧島永水3373-19  
永水地区自治公民館 館長 松元輝美

霧島市霧島永水4126-1  
永水地区6水利組合 代表 園田義昭

乙 鹿児島県霧島市国分敷根141  
鎌田建設株式会社 代表取締役 鎌田善政

鹿児島県霧島市国分敷根141  
株式会社 キリシマ 代表取締役 鎌田善政